

県立学校における学習者用端末（個人所有）の利用規程

山口県教育委員会

1 目的

本規程は、県立高等学校、県立中等教育学校後期課程、県立特別支援学校高等部（以下、県立学校という。）において、情報セキュリティを保持するとともに、生徒の所有する学習者用端末の適切な利用を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 学習者用端末

県立学校に在籍する生徒が県立学校での学習活動に使用するために購入した、山口県教育委員会（以下、県教委という。）の指定する端末、又は在籍する学校の校長が県立学校で使用を認める端末をいう。

(2) 校内ネットワーク

学習者用端末を接続し学習活動等に利用することを目的として、県教委が整備している無線ネットワークをいう。

(3) 個人アカウント

端末のセットアップ時などに個人で取得し、学習者用端末へのログインやアプリのインストール等に利用するアカウント（WindowsはMicrosoftアカウント、iPadはアップルアカウント）をいう。

(4) 学習用アカウント

学習活動等に利用することを目的として、県教委が県立学校に在籍する生徒に対して貸与する個別のアカウントをいう。

3 学習者用端末の利用上の注意

(1) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供しないこと。

(2) 情報発信の際は、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。

(3) 誹謗中傷に当たる行為を行わないこと。

(4) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権の保護に注意すること。

(5) 校内ネットワークでのデータ送受信の際には、ネットワークに過度の負荷を与えないようデータ容量に注意すること。

(6) 学習者用端末の貸し借りはしないこと。

(7) 学習者用端末の管理は、登下校中も含め、各自で責任をもって行うこと。

(8) 学習者用端末は、管理上の観点から、原則として、日々持ち帰ることとするが、在籍する学校から指示があった場合は、それに従うこと。

(9) 学習者用端末は、原則として、各家庭において充電すること。

(10) 学習者用端末の故障、紛失、盗難への対応は、原則として個人で行うこと。

(11) 情報モラルについて留意すること。

(12) 在籍する学校が禁止又は不適切と判断する行為を行わないこと。

(13) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。

(14) 学習者用端末の修理中など、学習者用端末の準備ができない場合は、学校の担当者に相談すること。

(15) 学校での使用中に、学習者用端末の不具合やセキュリティ上の問題が生じた場合

は、直ちに学校の担当者に相談すること。

4 学習者用端末のセキュリティ対策

- (1) 学習者用端末のOS及び使用するアプリ等について、動作不良となる場合を除き、最新の状態に更新しておくこと。
- (2) Windowsの学習者用端末は、次のいずれかのセキュリティ機能を有効化し、常に最新の状態に更新しておくこと。
 - ア 標準のセキュリティ機能であるWindows Defender
 - イ 個人が任意で導入したセキュリティソフト

5 個人アカウントの管理

- (1) 個人アカウントを作成し、学習者用端末のセットアップを行うこと。なお、既に個人アカウントを持っている場合は、そのアカウントを用いても良い。
- (2) 個人アカウントのパスワード等を他人に知られることがないように、個人の責任において、適切に管理すること。

6 校内ネットワークの利用

- (1) 利用期間及び接続対象端末
利用期間は、県立学校に在籍する間とし、本規程に定める学習者用端末のみ接続を許可する。なお、県立学校からのインターネット通信には、セキュリティ確保のため、県がウェブフィルタリングを導入する。
- (2) 接続方法
校内ネットワークの利用にあたっては、県教委が指定するネットワーク名(SSID)やパスワード等を用いて接続する。なお、ネットワーク名(SSID)やパスワードの情報は適切に管理し、他人に教えないこと。
- (3) 利用範囲
授業や学校行事、部活動などの学習活動等で利用し、私的な利用をしないこと。
- (4) 禁止事項
 - ア 学習者用端末以外の端末(個人スマホ等)を校内ネットワークへ接続しないこと。
 - イ コンピュータウイルス等の不正プログラムの感染が確認された、または感染が疑われる学習者用端末は校内ネットワークに接続しないこと。

7 学習用アカウントの取扱い

- (1) 県立学校に在籍する生徒には、県教委から学習用アカウント(マイクロソフトアカウント)を貸与する。なお、学習用アカウントを利用することで、Microsoft365(Office、Teams等)及びCanva Educationを無償で利用することができる。
- (2) 学習用アカウントは、県立学校に在籍する間のみ利用可能とする。なお、卒業や退学などにより、県立学校に在籍しなくなった場合は、県教委が学習用アカウントを削除する。
- (3) 学習用アカウントは、在籍する学校を介して貸与する。在籍する学校からの貸与の時期や方法等は在籍する学校が決定する。
- (4) 学習用アカウントは、貸与された本人以外は利用しないこと。
- (5) 県教委は、セキュリティ上の安全確保や学習活動の充実を目的として、学習用ア

カウントの利用に関する情報を取得する。取得した情報については、当該目的の範囲内で取り扱うものとする。

- (6) Windowsの学習者用端末は、学習用アカウントを端末に登録することで、端末を学習に利用するために必要な設定（校内ネットワークのWi-Fi接続情報やブラウザの初期表示ページ等）が、自動的に適用される。
- (7) iPadの学習者用端末は、OSの仕様上、設定の自動的な適用ができないため、在籍する学校の指示により、端末を学習に利用するために必要な設定を行うこと。
- (8) 在籍する学校の方針により、在籍する学校において学習用アカウントとしてグーグルのアカウントを発行し、生徒に貸与する場合がある。この場合、アカウントの取扱いについては在籍する学校の指示に従うこと。
- (9) 学習用アカウントの不適切な利用が認められた場合は、県教委は当該生徒のアカウントの利用を停止することがある。

8 その他

- (1) 学校での利用時における、学習者用端末の盗難や紛失、破損については、学校は責任を負わない。ただし、原因が教職員及び学校で従事する職員による故意・重過失の場合はその限りではない。
- (2) 学習者用端末の購入や在籍する学校での学習者用端末の利用は、本規程を確認し、同意した上で行うこと。入学後、在籍する学校から配付される同意書を在籍する学校へ提出すること。

附則

この規程は、令和8年3月12日から施行する。